

鳥取市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市規則第21号

鳥取市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成30年鳥取市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」を削る。

第3条から第12条までを削る。

第13条中「第3条から第5条まで、第7条から第9条まで又は前条に規定する申請書又は届出書」を「法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第95条、第107条第1項、第109条、第115条の2第1項、第115条の12第1項若しくは第115条の22第1項の規定による申請（これらの更新又は変更の申請を含む。）又は法第75条各項、第78条の5各項、第78条の8、第82条各項、第89条、第91条、第99条各項、第113条各項、第115条の5各項、第115条の15各項若しくは第115条の25各項の規定による届出」に改め、同条を第3条とする。

第14条中「第3条から第12条まで（第6条及び第11条を除く。）の規定による指定若しくは許可（これらの更新又は変更を含む。）若しくは承認又は届出の受理をしたとき」を「法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項若しくは第115条の22第1項の規定による指定若しくは許可（これらの更新又は変更を含む。）、法第95条若しくは第109条の規定による承認又は法第75条各項、第78条の5各項、第78条の8、第82条各項、第89条、第91条、第99条各項、第113条各項、第115条の5各項、第115条の15各項若しくは第115条の25各項の規定による届出の受理をしたとき」に改め、同条を第4条とする。

第15条第1項中「様式第13号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「様式第14号」を「様式第2号」に改め、同条を第5条とする。

第16条を削る。

第17条第1項中「様式第16号」を「様式第3号」に改め、同条第3項中「様式第17号」を「様式第4号」に改め、同条第4項中「様式第18号」を「様式第5号」に改め、同条を第6条とする。

第18条を第7条とする。

様式第1号から様式第12号までを削り、様式第13号中「第15条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第14号中「第15条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第15号を削り、様式第16号中「第17条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第17号中「第17条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第18号中「第17条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第5号と

する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。